

被告人高峻石に対する治安維持法違反事件 予審終結決定

(東京刑事地方裁判所報告)

(「思想月報」六十三号 昭和十四年九月)

(附記) 本名は早稲田大学内に於ける鮮人学生共産主義グループの母體をなせるウリ同窓会(早稲田大学朝鮮留学生同窓会)の委員代表にして、右グループの指導者なり。

予審終結決定

本籍 朝鮮全羅南道済州島旧左面杏源里七百九十番地
住居 東京市中野区高根町一番地 本領信治郎方

学生 高 峻 石
当三十年

右ノ者ニ対スル治安維持法違反被告事件ニ付予審ヲ遂ケ左ノ如ク決定

第一、昭和十二年十一月頃早稲田大学関係諸学校在学中の朝鮮人学生ヲ以テ組織セル早稲田大学ウリ同窓会ノ委員代表ニ選出セラルルヤ、從来民族主義者ノ指導下ニ在リタル右同窓会ノ左翼化ヲ企図シ、同会委員ナル共産主義者宋君瓊及同会員ナル金徳淵、徐丙坤ト共ニ昭和十二年十一月頃ヨリ翌十三年一月頃迄ノ間東京市中野区沼袋百八十一番地「アパート」西北荘ノ被告人ノ居室其ノ他ニ於テ屢々会合シタル際右同窓会左翼化ノ諸方策ヲ協議決定シ、其ノ実行トシテ昭和十二年十二月頃東京市淀橋区戸塚町一丁目早稲田大学前喫茶店ニ於テ行ハレタル右同窓会ノ忘年会ニ於テ交々左翼的感想談ヲ述ヘテ会員ノ啓蒙ニ努メ、或ハ同月中宋君瓊、金徳淵、徐丙坤等ト共ニ同市中野区江古田四丁目千六百四十番地「アパート」香風荘ノ被告人ノ居室ニ於テ数回「カウツキー」著資本論解説「マルクス、エンゲルス」共著「フォイエルバツハ」論等ヲ「テキスト」トシテ共産主義理論ノ研究会ヲ開催シ自ラ宋君瓊ト共ニ「チューター」ト為リテ之ヲ指導シ、相互ノ意識ノ昂揚

主 文

本件ヲ東京刑事地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ朝鮮済州島ノ郷里ニ於テ普通学校教育ヲ受ケタル後、更ニ勉學ニ志シテ大正十五年内地ニ渡り、爾來大阪又ハ東京ニ於テ職工、新聞配達夫或ハ夜警手等ノ労働ニ從事スル傍、中等学校ノ課程ヲ終ヘタル

ヲ図リ、

第一、昭和十三年一月頃下阪シタル際大阪市東区左官町八百三十五番地

実弟高田石方附近ノ喫茶店ニ於テ同地ノ労働者全仁宅及金某ニ対シ、同人等ヲ中心トシ其ノ友人等ヲ糾合シテ共産主義理論ノ研究会ヲ開催シ之ヲ左翼的ニ啓蒙訓練スヘキコトヲ勧説シテ、研究会ノ結成ニ努メ、

第三、昭和十三年四月頃早稲田大学内ノ左翼分子ヲ以テ組織サレ居リタル社会事情研究会ノ幹事ト為ルヤ爾来同年六月末頃迄ノ間十数回ニ亘

リ東京市淀橋区戸塚町一丁目早稲田大学内ニ於テ研究会ヲ開催シ、十数名ノ会員ト共ニ「マルクス」著資本論ヲ「テキスト」トシテ共産主義理論ノ研究ヲ為シ、其ノ間二回「チューター」トシテ右「テキスト」等ノ講義ヲ担当スル等相互ノ意識ノ昂揚ニ努メ、

第四、昭和十三年四年頃東京市京橋区銀座森永喫茶店ニ於テ共産主義者里地悟郎及浅田実男ト共ニ、爾後相提携シテ労働者或ハ学生ニ對スル左翼的啓蒙乃至組織化ノ運動ニ尽力センコトヲ協議決定シ、爾来同年五月頃迄ノ間東京市内ニ於テ数回右里地及浅田ト会合シテ該運動上ニ於ケル種々ノ問題乃至方策ニ關シ研究協議シ、

第五、昭和十三年五月頃前記早稲田大学附近ノ喫茶店ニ於テ前記宋君瓊及早稲田大学々生黃炳仁ト会合シ同人等及被告人ノ「グループ」ヲ中心トシテ都下各大学ニ於ケル朝鮮人学生中ノ優秀左翼分子ヲ以テ共産主義理論ノ研究会ヲ組織シ、相互ノ意識ノ昂揚ヲ図ルト共ニ該分子ヲシテ一般朝鮮人学生ノ左翼的啓蒙ニ當ラシメンコトヲ協議決定シ、其ノ後間モナク被告人ニ於テハ右「グループ」ヲ脱退シテ爾後外部ヨリ之ヲ指導援助スルコトト為シ、尚同年六月頃右運動上ノ便宜ニ資セんカ為法政大学々生朴天錫ヲ右宋君瓊ニ紹介連絡セシメ、

以テ國際共産党及日本共産党ノ目的遂行ニ資スヘキ行為ヲ為シタルモノナリ。

以上ノ事實ハ治安維持法第一条第一項後段第二項刑法第五十四条第一項前段ニ該当スル犯罪行為ニシテ、之ヲ公判ニ付スルニ足ルヘキ嫌疑アルヲ以テ、刑事訴訟法第三百十二条ニ依リ主文ノ如ク決定ス。

昭和十四年九月二十七日

東京刑事地方裁判所

予審判事 城 富 次